

事 務 連 絡

令和 5 年 6 月 27 日

各関連団体・関連民間事業者 御中

内閣官房孤独・孤立対策担当室
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）
こども家庭庁成育局安全対策課
消防庁救急企画室
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
スポーツ庁健康スポーツ課
厚生労働省健康局健康課
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
農林水産省農産局農産政策部
技術普及課生産資材対策室
経済産業省大臣官房総務課
危機管理・災害対策室
国土交通省総合政策局環境政策課
観光庁旅行業務適正化指導室
気象庁大気海洋部業務課
環境省大臣官房環境保健部環境安全課
環境省地球環境局総務課
気 候 変 動 適 応 室

熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

熱中症については、気候変動の影響により、国内の死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間 1,000 人を超える年が頻発しています。また、地球温暖化が進行すれば、極端な高温リスクも増加することが見込まれ、熱中症による被害が更に拡大するおそれがあり、熱中症対策の強化は急務となっています。こうした背景を踏まえ、政府は、熱中症対策の一層の強化を図るため、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（以下「改正気候変動適応法」という。）を第 211 回国会に提出し、令和 5 年 4 月 28

日に成立したところです（令和5年5月12日公布）。

また、併せて、今後の政府における計画として「熱中症対策実行計画」を取りまとめたところです（令和5年5月30日閣議決定）。熱中症対策を強化するためには、政府や地方公共団体といった行政機関における取組のみならず、関連団体や民間事業者において個別の取組や行政機関との連携を進めていくことが重要です。さらに、熱中症対策実行計画においては、事業者の基本的役割や産業界との連携が盛り込まれたところです。

つきましては、各関連団体・各関連民間事業者におかれましては、下記に記載する改正気候変動適応法の背景や熱中症予防強化キャンペーンに御理解いただき、熱中症対策の強化に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正気候変動適応法の概要等

改正気候変動適応法の背景・概要、施行日及び同法に基づく熱中症対策実行計画の概要は、(1)から(3)です。その趣旨・目的に御理解いただき熱中症対策の強化に御協力をお願いします。

(1) 改正気候変動適応法の背景・概要について

- これまで、関係府省庁や地方公共団体等において熱中症対策の普及啓発等に取り組んできましたが、熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、近年は、年間1,000人を超える年が頻発しています。
- 「熱中症警戒アラート」（本格実施は令和3年から）の運用も開始されていますが、熱中症予防の必要性はいまだ国民には十分に浸透していません。今後、地球温暖化が進めば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれる中、より積極的な熱中症対策を進める必要があります。
- こうした背景を踏まえ、改正気候変動適応法が制定され、同法においては、熱中症対策実行計画の策定、熱中症特別警戒情報の発表、指定暑熱避難施設・熱中症対策普及団体の指定等の新たな制度が創設されました（参考1参照）。

(2) 改正気候変動適応法の施行について

○施行日

- ・熱中症対策実行計画に関する規定：令和5年6月1日施行
- ・全面施行（※）：令和6年春頃

※熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設、熱中症対策普及団体等に関する規定

(3) 熱中症対策実行計画の策定について

政府においては令和5年5月30日、熱中症による死亡者を半減するとの目標や地方公共団体、事業者等の基本的役割等を規定した熱中症対策実行計画を取りまとめました。本計画では、事業者の基本的役割として、その事業活動において消費者等の熱中症予防につながる活動を行うことや、その事業活動に従事する労働者の熱中症防止に努めることが記載され、また、国は、熱中症予防強化キャンペーンの実施について、業界団体や関係企業等に対し、連携・協力を呼びかけることとしました（参考2及び参考3参照）。

2. 熱中症予防強化キャンペーンへの協力願い

- 政府においては、熱中症対策実行計画に記載のとおり、効果的な普及啓発の実施として、関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施することとしています（令和5年においては5月末から実施）。
- 本年も、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行っておりますので、各関連団体・各民間事業者におかれましては、行政機関が行う普及啓発等へ協力を行うほか、自らも事業活動に際して熱中症予防への呼びかけ等を実施していただきますようお願いいたします。
- 特に今後、夏本番に備え、暑さに体を慣れさせる暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ、梅雨明け後は特に熱中症のリスクが高いこと等について、関係府省庁にて作成したリーフレットを活用いただき、消費者等に対する呼びかけの協力をお願いします（参考3及び参考4「関連団体・関連民間事業者」における取組事例参照）。

3. 指定暑熱避難施設への協力願い

- 改正気候変動適応法において新たに創設された指定暑熱避難施設については、民間事業者が所有する施設においても、市区町村長と協定を締結することにより、指定を受けていただくことが可能です。
- 各民間団体・民間事業者それぞれ状況が異なるところですが、地域の実情に照らし、指定暑熱避難施設の指定に関し、市区町村とも情報共有や連携等の御検討をお願いいたします。